

## 関東信越厚生局地域包括ケア推進都県協議会設置運営要領

### (名称)

第1条 この要領は、関東信越厚生局において開催される関東信越地域包括ケア推進都県協議会(以下「都県協議会」という。)の設置及び運営について必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 都県協議会は、関東信越厚生局管轄区域内の市区町村における地域包括ケアシステムの取り組みを支援し、もって持続可能な医療・介護保険制度の構築を推進することを目的とする。

### (組織)

第3条 都県協議会の構成員は、関東信越厚生局地域包括ケア推進課長ほか関係課長等、都・県の地域包括ケア担当課長等及び座長が必要と認めた者とする。

2 構成員は、やむを得ない事情により協議会に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

### (座長)

第4条 都県協議会に座長を置く。

2 座長は、関東信越厚生局健康福祉部地域包括ケア推進課長がつとめる。

### (会議資料の取扱い)

第5条 会議資料及び議事概要については、関東信越厚生局のホームページに公開する。ただし、会議において特に必要があると認めたときは、非公開とすることができる。

### (会議開催)

第6条 都県協議会は、座長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、協議会に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

3 座長は、個別課題等についての検討・調整を行うための「分科会」を設置することができる。

### (庶務)

第7条 協議会の庶務は、関東信越厚生局健康福祉部地域包括ケア推進課において処理する。

## 附 則

### (施行期日)

この要領は、平成28年6月20日から施行する。

この要領は、平成30年5月15日から改正する。